

1. 教育行政報告  
2. 請願(一部採択)  
教科書採択の教育委員会に関

第10回定例会 10月8日  
第1回臨時会 10月1日  
議席の決定

1. 教育行政報告  
2. 議案(可決)  
令和6年度稲城市教育委員会  
職員の人事について、稲城市立  
公民館条例施行規則の一部を改  
正する規則、訴えの提起につい  
て  
3. 議案(承認)  
専決処分承認を定めること  
について(損害賠償の額を定め  
ること)に係る議案の提出につい  
て  
4. 報告事項

第9回定例会 9月17日  
稲城市教育委員会公共的  
事業の運営及びひまわり使用に  
関する規則、稲城市立学校の通  
学区域に関する基本方針(案)に  
ついて  
4. 報告事項  
【問合せ】教育総務課

教育委員会の動き

1. 事務局説明  
2. 協議事項  
3. その他  
【問合せ】教育総務課

第4回策定委員会 9月13日  
1. 事務局説明  
2. 協議事項  
3. その他  
【問合せ】教育総務課

第四次稲城市  
教育振興基本計画  
策定委員会の動き

1. 事務局説明  
2. 協議事項  
3. 議案(可決)  
稲城市教育委員会公共的  
事業の運営及びひまわり使用に  
関する規則、稲城市立学校の通  
学区域に関する基本方針(案)に  
ついて  
4. 報告事項  
【問合せ】教育総務課

いじめ防止の取組

令和6年度 稲城市立学校いじめ防止啓発月間

稲城市は学校・家庭・地域の連携によりいじめ問題の解消や児童・生徒のいじめ防止への意識の向上を図るために、「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」を11月1日(金)から11月29日(金)の期間に位置付け、市立学校においていじめ防止のための取組を重点的に推進しています。

稲城市立学校いじめ防止啓発月間の取組について一部を紹介します

小学校

- 代表委員が中心となり、各学級でいじめ防止のクラスの合言葉を話し合っ決めて。
- 4・5・6年生がいじめや問題行動等の未然防止を目的として、一人一人が標語を作成し、啓発活動を実施する等の取組

中学校

- 生活委員会が中心となり、全校生徒に身近にある思いやりを振り返らせ、心地良く学校生活が過ごせるような活動(思いやり川柳)を実施する。
- いじめが起きない環境づくりについて全校生徒で考える。

▷問合せ 指導課

学校図書館の取組

稲城市には小学校が12校、中学校が6校あります。それぞれの学校の「学校図書館」で、様々な取組をしています。稲城市では、「学校図書館活性化推進員連絡会」と「学校図書館運営推進委員会」を開催し、稲城市立図書館と連携してそれぞれの学校の取組のさらなる充実を図っています。

<学校図書館活性化推進員連絡会>年2回開催

児童・生徒の読書への意欲を高めるとともに、学校図書館の運営の充実等により、学校全体としての読書活動をさらに推進することを目的としています。年2回の全体連絡会の他に、小・中学校別、各中学校ブロック別に情報交換会を開催し、各校の取組や図書館の環境整備等の情報交換を積極的に行っています。

<学校図書館運営推進委員会>年2回開催

学校図書館担当の教員、学校図書館活性化推進員、市立図書館職員で構成され、「第三次稲城市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館を充実させ、児童・生徒が主体的に読書をしようという意欲を育てる」ことを目的としています。



稲城第一小学校図書館



稲城第六中学校図書館

▷問合せ 指導課

10月22日(火)、「学校図書館活性化推進員連絡会」と「学校図書館運営推進委員会」を同時に開催しました。共通のテーマである「児童・生徒の「不読率」の更なる改善」と「読書に主体的に関わる態度の育成」について、今年度の成果や課題等、活発な情報交換を行いました。

○各校の取組事例

- 「先生によるおすすめの本の紹介」：先生のおすすめの本を図書館に展示
- 「読書ビンゴ」：様々な種類の本を読み、カードにスタンプを押す。
- 「しおりコンテスト」：イラストや本の中の言葉などをかいたオリジナルのしおりを募集
- 「稲城の子どもに読ませたい本100選」：100選の中から児童・生徒へ紹介
- 「ポップ」の作成：「第29回日本絵本賞ポップ交流」に実践校として参加
- 「点字の本」：読書バリアフリー体験セットを利用し、点字の本に目を閉じて触ってみる体験

○協議から～「図書」の時間をどう過ごすか～

デパートやスーパーの食料品売り場には、試食コーナーがあり、試みに食べてみて、おいしかったら「買ってみよう」となります。

図書の時間も同様に、様々なジャンルの本を複数選び、それぞれ5分ずつ読みます。そしてその中から気に入った本があったら、そのまま読み進めたり借りたりするのはどうか、といった協議が展開されました。

今後も、児童・生徒が「本」とよりよい出会いができ、「本」を通して豊かな人生を過ごすことができるよう、取り組んでまいります。

「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」を策定しました

稲城市では、土地区画整理事業等の都市基盤整備が進んでおり、まちなみや児童・生徒数の状況が変化しています。このような状況に対応するため、「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、通学区域に関し検討いただきました。

検討委員会から提出された「検討結果報告書」を受け、教育委員会では、通学区域変更対象地域の保護者への説明を行い10月8日(火)に、「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」を策定しましたので、概要をお知らせします。

1. 通学区域について

- 本市では、通学区域による指定校制を採用しており、今後もこれを維持し、遵守していくことを基本とします。
- 通学区域設定にあたっては、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわり等の視点で総合的に判断しております。

2. 通学区域の変更

今回の基本方針では右記の3か所について通学区域の変更を行っております。

- 稲城第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への通学区域の変更
- 向陽台小学校区及び稲城第三小学校区から城山小学校区への通学区域の変更
- 稲城第四小学校区から稲城第六小学校区への通学区域の変更及び稲城第一中学校区から稲城第四中学校区への通学区域の変更

3. 通学区域変更の時期

令和7年4月1日

4. 通学区域変更に伴う経過措置

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで、6年間の経過措置期間を設け、対象地域の児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう配慮いたします。

詳細につきましては、市ホームページに掲載している「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」をご覧ください。

▷問合せ 学務課



市HP